



平成 24 年 11 月 27 日

各 位

株式会社リアルビジョン
代表取締役社長 杉山尚志
(コード番号 6786 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 三須貴夫
(電話 045-473-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 1 月 25 日に開催いたします臨時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本件は、取締役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。また、当該規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

なお、前述の当社臨時株主総会で社外取締役 3 名の選任について付議することを本日開催の当社取締役会において決議させて頂いております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------|--|
| (新設) | (取締役役の責任免除) |
| 第 27 条 ～ 第 42 条 | 第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> |
| (条文省略) | 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
| | 第 28 条 ～ 第 43 条 (現行どおり) |

3. 今後の日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための臨時株主総会開催日 | 平成 25 年 1 月 25 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 1 月 25 日 |

問合せ先)

電話) 045-473-7331 管理部 三須、斉藤 電子メール) ir@realvision.co.jp

注) 本文中の各企業名、製品名等は、それぞれの所有者の商標あるいは登録商標です。

以 上